

災害被害者に対する市税の減免措置について（一部改正）

改正前	改正後
<p>前文</p> <p>災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害をいう。以下同じ。）の被害者に対する市税の減免措置については、個人の市民税、固定資産税、都市計画税及び<u>軽自動車税の種別割</u>について、大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第56条及び第60条並びに第91条、第95条及び第160条第1項並びに第121条及び第123条の規定に基づくもののほか、次に掲げるところにより減免する。</p> <p>第3 <u>軽自動車税の種別割</u>（条例第121条関係） [1～3 同右]</p> <p>第6 適用期日等</p> <p>この取扱要領は、<u>令和3年11月22日</u>以降に発生した災害により被害を受けた者に係る個人の市民税並びに災害により損害を受けた固定資産に係る固定資産税及び都市計画税並びに災害により滅失等した軽自動車等に係る<u>軽自動車税の種別割</u>について適用し、<u>令和3年11月22日</u>までに発生した災害により被害を受けた者に係る個人の市民税並びに災害により損害を受けた固定資産に係る固定資産税及び都市計画税並びに災害により滅失等した軽自動車等に係る<u>軽自動車税の種別割</u>については、なお従前の例による。</p>	<p>[同左]</p> <p>災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害をいう。以下同じ。）の被害者に対する市税の減免措置については、個人の市民税、固定資産税、都市計画税及び<u>軽自動車税</u>について、大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第56条及び第60条並びに第91条、第95条及び第160条第1項並びに第121条及び第123条の規定に基づくもののほか、次に掲げるところにより減免する。</p> <p>第3 <u>軽自動車税</u>（条例第121条関係） [1～3 略]</p> <p>第6 適用期日等</p> <p>この取扱要領は、<u>令和8年4月1日</u>以降に発生した災害により被害を受けた者に係る個人の市民税並びに災害により損害を受けた固定資産に係る固定資産税及び都市計画税並びに災害により滅失等した軽自動車等に係る<u>軽自動車税</u>について適用し、<u>令和8年4月1日</u>までに発生した災害により被害を受けた者に係る個人の市民税並びに災害により損害を受けた固定資産に係る固定資産税及び都市計画税並びに災害により滅失等した軽自動車等に係る<u>軽自動車税</u>については、なお従前の例による。</p>